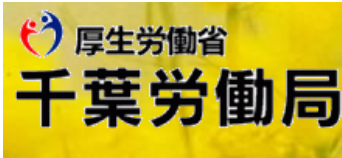


働き方改革関連法への対応と 推進支援について

コロナ禍でテレワークをはじめとする多様な働き方が進展するなど、私達は新しい働き方の構築が求められています。また、一昨年4月から「働き方改革関連法」が順次施行されているところですが、いよいよ本年4月からは、中小企業においてもパートタイム・有期雇用労働法（同一労働同一賃金）が適用となり、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます。今般、厚生労働省千葉労働局委託機関である「千葉働き方改革推進支援センター」より、パートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応についてわかりやすく解説するとともに、その支援策や取組事例も交えて説明いたします。

開催日時等

日 時	2021年4月6日（火）	講 演 15:30～16:30 懇親会 16:30～18:00
場 所	ウイッシュトンホテル・ユーカリ 千葉県佐倉市ユーカリが丘 4-8-1	電話 043-489-6111
講 師	厚生労働省千葉労働局委託機関 「千葉働き方改革推進支援センター」 【内容】 1. 働き方改革関連法の概要 ～パートタイム・有期雇用労働法 ほか 2. 「千葉働き方改革推進支援センター」の活用について ※最新の情報・動向及びやむを得ない事情等により、内容や登壇者が変更となる場合があります。	
定 員	35名	
参加費	無 料	

○新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、懇親会は中止となる場合があります。

○支部総会出席者を優先するため、申込み状況によっては他支部の方のご出席をご遠慮いただく場合がありますことを予めご了承ください。

○ホームページ <http://www.chibakeikyo.jp/>にて募集中です。

本書による場合は切り取らず協会事務局までFAX下さい（締切：3/30）

（一社）千葉県経営者協会 小堀 TEL. 043-246-1158 E-メール koborih@chibakeikyo.jp

参加申込書（FAX:043-246-0729） 一般社団法人 千葉県経営者協会 御中

開催行事名	働き方改革関連法への対応と推進支援について		
会社・団体名			
参加者	所属・役職	氏名	
参加者	所属・役職	氏名	
住 所	〒	電話	
e-mail		FAX	